

## 大村市工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）の運用について

### 1.適用対象工事

- (1) 工期が12か月を超える工事であること。
- (2) 契約書第25条第1項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2か月以上あること。

### 2.請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。ただし、これにより難しい場合は、請求があった日から14日以内の日で発注者と受注者とが協議して定める。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

#### ・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2か月以上必要であることに留意すること。

#### ・基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

#### ・残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

### 3.スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から12か月経過後に書面により行うこととする。

- ・スライド対象の確認

発注者は工期内で請負契約締結の日から12か月を経過（または、前回スライド基準日以降12か月）した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断することとする。スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

- ・スライド協議の請求について

受注者からのスライド協議の請求は、書面（様式1'）により行うこととする。

- ・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（様式2'）により通知する。

#### 4. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。

(2) 請負者と協議するための増額スライド額は、次式により算定する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1,000)]$$

S : スライド額

P1 : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額  
( $P = a \times Z$ 、 $a$  : 落札率、 $Z$  : 積算額)

(3) 請負者と協議するための減額スライド額は、次式により算定する。

$$S = [P2 - P1 + (P1 \times 15 / 1,000)]$$

S : スライド額

P1 : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額  
( $P = a \times Z$ 、 $a$  : 落札率、 $Z$  : 積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

- ・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について  
再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。
- ・複数回スライドを行う場合について  
スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

## 5.出来高数量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
  - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。
- (7) 出来形数量等の確認時期について 発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

## 6.物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。  
なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・積算に使用する単価について  
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。
- ・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について  
再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

## 7.変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、精算変更時点で行うことができる。

## 8.インフレスライド及び単品スライド条項の併用

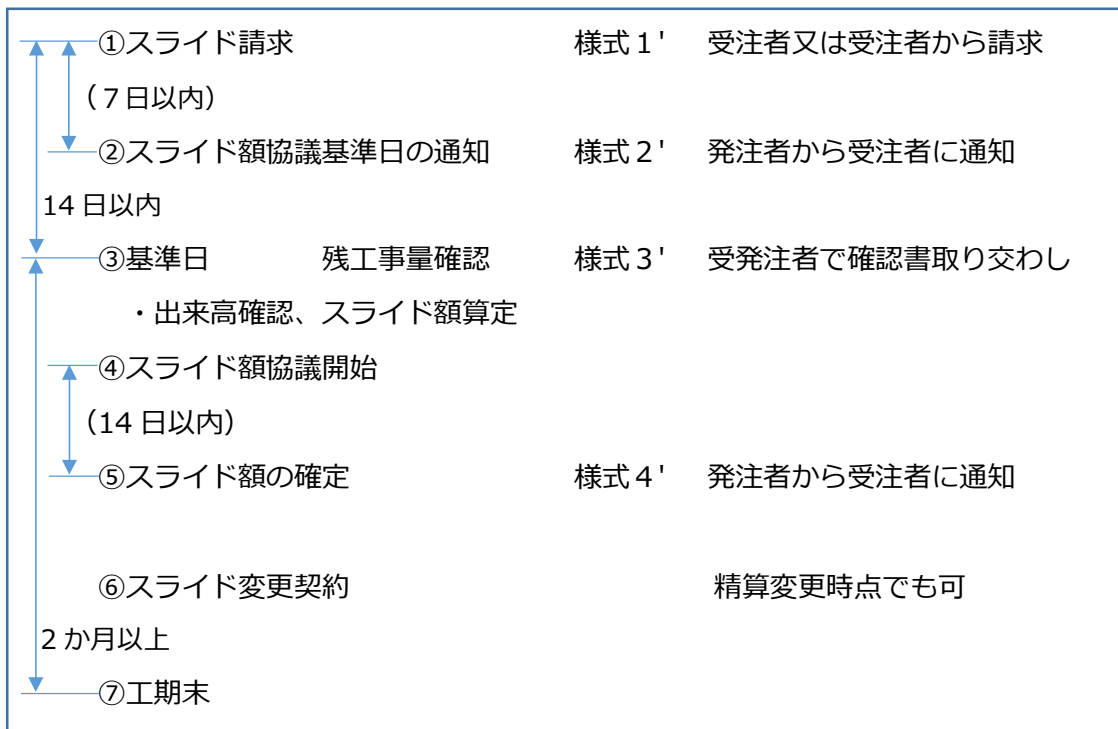
- (1) 契約書第 25 条第 6 項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後 12 か月経過後に、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・契約書第 25 条第 1 項から第 4 項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1.5%、後者においては対象工事費の 1 %、それぞれで受注者の負

担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

- このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

#### 9.全体スライド請求手続き



様式 1'

令和 年 月 日

大村市長様

請負者 住所  
会社名  
代表者名 印

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約書第 25 条第 1 項の請求について

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事について、賃金又は物価の変動に伴い、請負代金額を変更したく工事請負契約書第 25 条第 1 項の規定に基づき請求します。

記

1 工事名 \_\_\_\_\_

2 工期 自) 令和 年 月 日  
至) 令和 年 月 日

3 請負代金額 ¥ \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

請負者 住所  
会社名  
代表者名 様

大 村 市 長

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約書第 25 条第 1 項の適用、同条第 8 項の規定に基づく協議開始日の通知及び同条第 2 項による残工事量の確認の協議について

標記について、令和 年 月 日付けで請求のあった下記工事における工事請負契約書第 25 条第 1 項の適用を承諾します。また、同条第 8 項の規定に基づき協議開始日を下記のとおり通知します。さらに、スライドの対象となる残工事について、下記基準日での残工事量を確認したく通知します。

記

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 1 工事名   | _____                      |
| 2 基準日   | 令和 年 月 日                   |
| 3 協議開始日 | 令和 年 月 日                   |
| 4 工期    | 自) 令和 年 月 日<br>至) 令和 年 月 日 |
| 5 請負代金額 | ¥ _____                    |

工事名

---

残工事量確認書

工期 自) 令和 年 月 日  
至) 令和 年 月 日

基準日 令和 年 月 日

残工事量

上記のとおり確認する。

令和 年 月 日

監督職員氏名

印

現場代理人氏名

印

様式4'

令和 年 月 日

請負者 住所  
会社名  
代表者名 様

大 村 市 長

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約書第25条第1項  
のスライド変更金額について（通知）

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事について、令和 年 月 日を  
基準日としてスライド変更金額を下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 工事名 \_\_\_\_\_

2 スライド変更金額 ￥ \_\_\_\_\_